

報告第 10 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童扶養手当の過払金返還債務の弁済に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和6年6月14日

足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により越谷簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

1 相手方

八潮市在住者

2 訴えの要旨

(1) 足立区は、児童扶養手当の過払金を返還しない相手方に対し、次のとおり支払督促を求めた。

ア 未償還金 158,890 円の支払

イ アに対する遅延損害金の支払

ウ 手続費用の支払

(2) これに対し、相手方が、分納を希望する督促異議の申立てを行ったため、支払督促の申立てがあった時に訴えの提起があったとみなされ、通常訴訟手続きで審理されることになった。

3 訴訟の遂行方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。